

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
1. 予 算 案	5	
2. 条 例 案 制 定 一部改正	11 2 9	
3. そ の 他	5 〔 ・ 契約の締結 4 ・ 訴えの提起 1 〕	
計	21	
報 告 決算認定について	3 (・ 専決処分の報告 3) 1 (・ 一般会計及び21特別会計)	

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案 件 名	備 考												
議案第1号	平成18年度千葉県一般会計補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,426,816</td> <td>3,044</td> <td>1,429,860</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補 正 額	補 正 後	1,426,816	3,044	1,429,860	補正額 3,044百万円						
現計予算額	補 正 額	補 正 後												
1,426,816	3,044	1,429,860												
議案第2号	平成18年度千葉県特別会計県債管理事業補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>202,474</td> <td>1,269</td> <td>203,743</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補 正 額	補 正 後	202,474	1,269	203,743	補正額 1,269百万円						
現計予算額	補 正 額	補 正 後												
202,474	1,269	203,743												
議案第3号	平成18年度千葉県特別会計母子寡婦福祉資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>492</td> <td>48</td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補 正 額	補 正 後	492	48	540	補正額 48百万円						
現計予算額	補 正 額	補 正 後												
492	48	540												
議案第4号	平成18年度千葉県特別会計流域下水道事業補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,368</td> <td>212</td> <td>33,580</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補 正 額	補 正 後	33,368	212	33,580	補正額 212百万円						
現計予算額	補 正 額	補 正 後												
33,368	212	33,580												
議案第5号	平成18年度千葉県特別会計上水道事業会計補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収支</td> <td>68,818</td> <td>△43</td> <td>68,775</td> </tr> <tr> <td>資本的収支</td> <td>54,618</td> <td>2,493</td> <td>57,111</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補 正 額	補 正 後	収益的収支	68,818	△43	68,775	資本的収支	54,618	2,493	57,111	補正額 収益的収支 △43百万円 資本的収支 2,493百万円
	現計予算額	補 正 額	補 正 後											
収益的収支	68,818	△43	68,775											
資本的収支	54,618	2,493	57,111											

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第6号	<p>障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の制定について</p> <p>障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図るもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいうものとする。</p> <p>(2) この条例において「差別」とは、次に掲げる分野において障害のある人に対して不利益取扱いをすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わないことをいうものとする。</p> <p>ア 福祉サービス イ 医療 ウ 商品及びサービスの提供 エ 労働者の雇用 オ 教育 カ 建物等及び公共交通機関 キ 不動産の取引 ク 情報の提供等</p> <p>(3) この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること等をいうものとする。</p> <p>2. 基本理念</p> <p>(1) 障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有するものとする。</p> <p>(2) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならないものとする。</p> <p>(3) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならないものとする。</p> <p>3. 各主体の役割</p> <p>(1) 県の責務 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の総合的かつ主体的な策定及び実施</p> <p>(2) 県と市町村との適切な役割分担の下の連携</p> <p>(3) 県民の役割 (努力義務)</p> <p>ア 県民は、障害のある人に対する理解を深め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えること。</p> <p>イ 県民は、県又は市町村の実施する施策に協力すること。</p>	障害者への理解促進

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
	<p>(4)知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p> <p>4. 差別の禁止</p> <p>(1)障害のある人に対し、差別をしてはならないものとする。</p> <p>(2)不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが過重な負担になる場合は(1)の限りでないものとする。</p> <p>5. 虐待の禁止等</p> <p>(1)障害のある人に対し、虐待をしてはならないものとする。</p> <p>(2)障害福祉サービス等の従事者による通報の努力義務</p> <p>6. 解決のための手続等</p> <p>(1)地域相談員等による相談等</p> <p>(2)障害のある人の相談に関する調整委員会による助言及びあっせん</p> <p>(3)知事による勧告及び訴訟の援助</p> <p>7. 推進会議</p> <p>(1)推進会議</p> <p>県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人、事業者、専門的知識を有する者等からなる推進会議を組織するものとする。</p> <p>(2)分野別会議</p> <p>福祉サービス、医療及び情報の提供等、商品及びサービスの提供、労働者の雇用、教育並びに建物等・公共交通機関及び不動産の取引の分野ごとの会議を置き、差別の状況についての共通の認識の醸成等に関し協議を行うものとする。</p> <p>8. 理解を広げるための施策</p> <p>(1)県民の模範となる行為をした者に対する表彰</p> <p>(2)情報の提供等</p> <p>9. 千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会の設置</p> <p>千葉県行政組織条例を改正し、千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会を設置する。</p>	

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第7号	<p>千葉県柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業基金条例の制定について</p> <p>柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の資金に充てるため基金を設置するもの</p> <p>《概要》</p> <p>柏北部中央地区における土地区画整理事業の保留地処分金が、今年度の事業費を上回り余剰金が生じたため、将来の事業費の財源とするため基金に積み立てる。</p>	基金の設置
議案第8号	<p>千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>職業能力開発促進法の一部改正（平成18年6月21日公布）に伴い、規定の整備を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>職業能力開発審議会の必置規制が緩和され、任意設置になったことから、設置根拠を法律から条例に変更するため、設置規定を別表第4から別表第2及び第3に移動する。</p>	法律の改正に伴う規定の整備

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考								
議案第9号	<p>千葉県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>千葉県特別職報酬等審議会の所掌事項に特別職の退職手当等を追加するため条例の改正を行うもの</p>	審議会の所掌事項の追加								
議案第10号	<p>千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>宅地造成等規制法の一部改正（平成18年4月1日公布）に伴い、規定の整備を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 移譲する事務の追加</p> <p>法律の改正により宅地造成工事計画変更許可等が新設されたことに伴い、すでに宅地造成等規制法に基づく事務を移譲している市に対して、以下の事務について移譲する。</p> <table border="1" data-bbox="338 1433 1161 1758"> <thead> <tr> <th>事務の概要</th> <th>対象市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事計画変更許可</td> <td>市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市</td> </tr> <tr> <td>②上記に係る申請の受理</td> <td>銚子市、勝浦市</td> </tr> <tr> <td>③軽微な計画変更の届出の受理</td> <td>銚子市、市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、勝浦市、八千代市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 引用条項の移動に伴う規定の整備</p>	事務の概要	対象市	①宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事計画変更許可	市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市	②上記に係る申請の受理	銚子市、勝浦市	③軽微な計画変更の届出の受理	銚子市、市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、勝浦市、八千代市	法律の改正に伴う規定の整備
事務の概要	対象市									
①宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事計画変更許可	市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市									
②上記に係る申請の受理	銚子市、勝浦市									
③軽微な計画変更の届出の受理	銚子市、市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、勝浦市、八千代市									

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第11号	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正（平成18年5月26日公布）に伴い、規定の整備を行うもの 《改正内容》</p> <p>法律の改正に伴い、情報提供手数料を納めなければならない者に団体署名検証者を追加する。</p>	法律の改正に伴う規定の整備
議案第12号	<p>千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の制定（平成18年4月26日公布）に伴い、規定の整備を行うもの 《改正内容》</p> <p>法律の制定に基づき、千葉県信用保証協会が新設した特定研究開発等関連保証を損失てん補の対象に加える。</p>	法律の制定に伴う規定の整備

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第13号	<p>千葉県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>千葉県地方港湾審議会の答申を受けて、港湾施設の適正な管理及び運営を図るため条例を改正するもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 目的 「環境の保全に配慮した利用を図ること」を追加する。</p> <p>2. 使用許可 港湾施設の使用について許可の欠格要件を追加する。 (1) 申請者が以下の要件に該当する場合に使用許可をしないこととする。 ① 許可を取り消されて1年を経過しない者 ② 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者） ③ 役員等のうちに暴力団員等のあるもの ④ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの (2) 申請者が使用料を滞納している場合に使用許可をしないことができることとする。</p> <p>3. 監督処分 使用許可の取消し等の監督処分の対象を追加する。 ① 使用許可をしない要件に該当した者又は該当していたことが判明した者 ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく取消し、命令等の処分を受ける等、港湾施設を使用して、環境の保全上支障のある行為をした者 ③ 複数の港湾施設の使用許可を受けている者が、そのうち一つの使用許可の取消しを受けた場合</p> <p>4. 県警への意見聴取等 (1) 知事は、使用許可の申請者等が暴力団員等の疑いがある場合に、千葉県警察本部長の意見を聴けることとする。 (2) 千葉県警察本部長は、使用許可の申請者等が暴力団員等の疑いがある場合に、知事に対し意見を述べられることとする。</p> <p>5. その他所要の規定の整備</p>	港湾の適正管理等の確保

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																	
議案第14号	<p>千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>印西市における字の区域及び名称の変更等に伴い、土地区画整理事業の事務所の所在地の表記について規定の整備を行うもの 《改正内容》</p> <p>次の土地区画整理事業の事務所の所在地の表記を改める。</p> <table border="1" data-bbox="352 524 1171 954"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の名称</th> <th colspan="2">事務所の所在地</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印西都市計画事業松崎地区土地区画整理事業</td> <td>幸町 戸神</td> <td>幸町一丁目 中央南一丁目</td> </tr> <tr> <td>木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業</td> <td>潮見</td> <td>潮見七丁目</td> </tr> <tr> <td>流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業</td> <td>南流山</td> <td>南流山一丁目</td> </tr> <tr> <td>流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業</td> <td>南流山</td> <td>南流山一丁目</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	事務所の所在地		現 行	改正後	印西都市計画事業松崎地区土地区画整理事業	幸町 戸神	幸町一丁目 中央南一丁目	木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業	潮見	潮見七丁目	流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業	南流山	南流山一丁目	流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業	南流山	南流山一丁目	<p>字の区域及び名称の変更等に伴う規定の整備</p>
事業の名称	事務所の所在地																		
	現 行	改正後																	
印西都市計画事業松崎地区土地区画整理事業	幸町 戸神	幸町一丁目 中央南一丁目																	
木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業	潮見	潮見七丁目																	
流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業	南流山	南流山一丁目																	
流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業	南流山	南流山一丁目																	
議案第15号	<p>千葉県県立高等学校設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>県立高等学校再編計画（平成14年11月決定）に基づき、平成19年度に実施する事項について、条例の改正を行うもの 《改正内容》</p> <p>「柏西高等学校」と「柏北高等学校」を統合し「柏の葉高等学校」とする。</p>	<p>県立高等学校再編に伴う条例の改正</p>																	

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考					
議案第16号	<p>千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について 千葉市における警察署の管轄区域を変更するもの 《改正内容》 千葉中央警察署、千葉南警察署及び千葉北警察署の管轄区域を次のとおり変更する。</p>	警察署の管轄区域の変更					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 479 571 613" rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2" data-bbox="571 479 1177 546">管 轄 区 域</th> </tr> <tr> <th data-bbox="571 546 868 613">現 行</th> <th data-bbox="868 546 1177 613">改 正 後</th> </tr> </thead> </table>		名 称	管 轄 区 域		現 行	改 正 後
	名 称			管 轄 区 域			
			現 行	改 正 後			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 613 571 692">千葉中央警察署</td> <td data-bbox="571 613 868 692">中央区の一部 稲毛区の一部</td> <td data-bbox="868 613 1177 692">中央区</td> </tr> </table>		千葉中央警察署	中央区の一部 稲毛区の一部	中央区		
千葉中央警察署	中央区の一部 稲毛区の一部	中央区					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 692 571 781">千葉南警察署</td> <td data-bbox="571 692 868 781">緑区 中央区の一部</td> <td data-bbox="868 692 1177 781">緑区</td> </tr> </table>	千葉南警察署	緑区 中央区の一部	緑区				
千葉南警察署	緑区 中央区の一部	緑区					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 781 571 1039">千葉北警察署</td> <td data-bbox="571 781 868 1039">稲毛区の一部 花見川区の一部</td> <td data-bbox="868 781 1177 1039">稲毛区の一部 (現行の区域に、現行の千葉中央警察署が管轄している稲毛区の区域を加える。) 花見川区の一部</td> </tr> </table>	千葉北警察署	稲毛区の一部 花見川区の一部	稲毛区の一部 (現行の区域に、現行の千葉中央警察署が管轄している稲毛区の区域を加える。) 花見川区の一部				
千葉北警察署	稲毛区の一部 花見川区の一部	稲毛区の一部 (現行の区域に、現行の千葉中央警察署が管轄している稲毛区の区域を加える。) 花見川区の一部					

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第17号	<p>契約の締結について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約事項 千葉県防災行政無線再整備工事 (その1) 請負 2. 契約の相手方 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地 日本電気株式会社千葉支店 支店長 中 井 真 人 3. 契約金額 52億4,790万円 	

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第18号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 一般国道124号銚子大橋架換工事(上部工その2) 請負</p> <p>2. 契約の相手方 横河・住金特定建設工事共同企業体 代表者 東京都港区芝浦4丁目4番44号 株式会社横河ブリッジ 取締役社長 佐々木 恒容 東京都中央区晴海1丁目8番11号 住友金属工業株式会社 代表取締役 友 野 宏</p> <p>3. 契約金額 15億7,185万円</p>	
議案第19号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 一般国道124号銚子大橋架換工事(上部工その3) 請負</p> <p>2. 契約の相手方 宮地・瀧上特定建設工事共同企業体 代表者 東京都中央区日本橋大伝馬町7番5号 株式会社宮地鐵工所 代表取締役社長 縣 保佑 東京都中央区湊1丁目9番9号 瀧上工業株式会社 代表取締役 高木 録郎</p> <p>3. 契約金額 16億125万円</p>	

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第20号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 千葉県立千葉聾学校校舎（管理棟）改築工事請負</p> <p>2. 契約の相手方 千葉県中央区市場町3番1号 旭建設株式会社 代表取締役社長 渡 邊 啓</p> <p>3. 契約金額 6億2,370万円</p>	

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第21号	<p>訴えの提起について</p> <p>1. 事 件 名 不正競争防止法に基づくワクチン株使用差止等請求事件</p> <p>2. 訴えの相手方 北海道札幌市北区北7条西2丁目8番地1 北海道ティー・エル・オー株式会社 代表取締役 富田 房男 北海道札幌市北区北16条西4丁目21-368 カルム北大前1001 志田 壽利</p> <p>3. 訴えの趣旨 上記2記載の者は、県から分与されたLC16m8株を改良して開発したLC16m8株と競合するLC16m8デルタ株の国際特許申請を行ったが、これは分与時の合意に反している。 また、LC16m8株は厳重に管理されており、むやみに供与されるものではなく、一旦他者の手に渡ってしまうとその利用が容易になされてしまうことから、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当し、法的保護を受けるべきものである。 よって県は、上記2記載の者に対して、LC16m8デルタ株の使用差止等請求訴訟を提起するものである。</p>	ワクチン株使用差止等請求に係る訴訟の提起

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第1号	専決処分の報告について 損害賠償額 7,257,665 円 (22 件) (内 容) 交通事故 5,335,746 円 (15 件) 管理瑕疵等 1,921,919 円 (7 件)	交通事故等による損害賠償に係る専決処分の報告
報告第2号	専決処分の報告について 請求金額 7,228,800 円 (26 件)	県営住宅明渡し請求並びに家賃等支払請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告
報告第3号	専決処分の報告について 和解金額 863,400 円 (5 件)	県営住宅滞納家賃の支払いに関する和解についての専決処分の報告

平成18年9月 定例県議会 提出予定案件表

議案番号	案 件 名	備 考
	<p>決算認定について</p> <p>平成17年度千葉県一般会計歳入歳出決算及び平成17年度千葉県特別会計県債管理事業ほか20特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて認定に付すもの</p>	